

## 令和3年度 子ども・子育て支援事業の実施状況

### 【子育て支援課関係分】

- ・子育て応援金（ファーストバースデー祝い金）の支給について  
・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- ・児童発達相談センターの運営状況について・・・・・・・・P2～3
- ・夏休み期間の拠点児童クラブの開設について・・・・・・・・P4
- ・児童虐待防止への取り組み状況について・・・・・・・・P5～6

### 【保育課関係分】

- ・給食費減免事業について・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- ・小坂井北保育園の整備及び運営事業者の候補者の選定について  
・・・・・・・・・・・・・・・・P8～10

# 子育て応援金（ファーストバースデー祝い金） の支給について

## 1 概要

お子さんの初めての誕生日「ファーストバースデー」をお祝いするとともに、子育てに奮闘する保護者の皆さんを応援するため、令和3年度から子育て応援金を支給しています。

## 2 対象者

誕生月の1日において、豊川市に住民登録のある1歳を迎える子どもの保護者

## 3 支給金額

子ども1人につき3万円

## 4 支給期間

令和3年度から令和5年度までの3か年（予定）

## 5 支給状況

誕生月	支給対象児童数	支給済み件数	申請率
4月生まれ	127人	125人	98.4%
5月生まれ	114人	113人	99.1%
6月生まれ	128人	125人	97.7%
7月生まれ	161人	160人	99.4%
8月生まれ	124人	122人	98.4%
9月生まれ	138人	137人	99.3%
10月生まれ	133人	127人	95.5%
11月生まれ	113人	55人	48.7%
計	1,038人	964人	92.9%

（令和3年12月7日現在）

## 6 その他

子育て支援センターでは、お子さんの1歳の誕生日を祝う歌の動画を作成しました。

今後、応援金支給対象者への支給案内の通知を送る際に、右のとおりお祝い動画の視聴案内を同封します。

お祝い動画QRコード→



# 児童発達相談センターの運営状況

## 1 概要

本市では、御津福祉保健センター内に「児童発達相談センター」を設置し、発達に心配のある児童等への支援を実施しています。

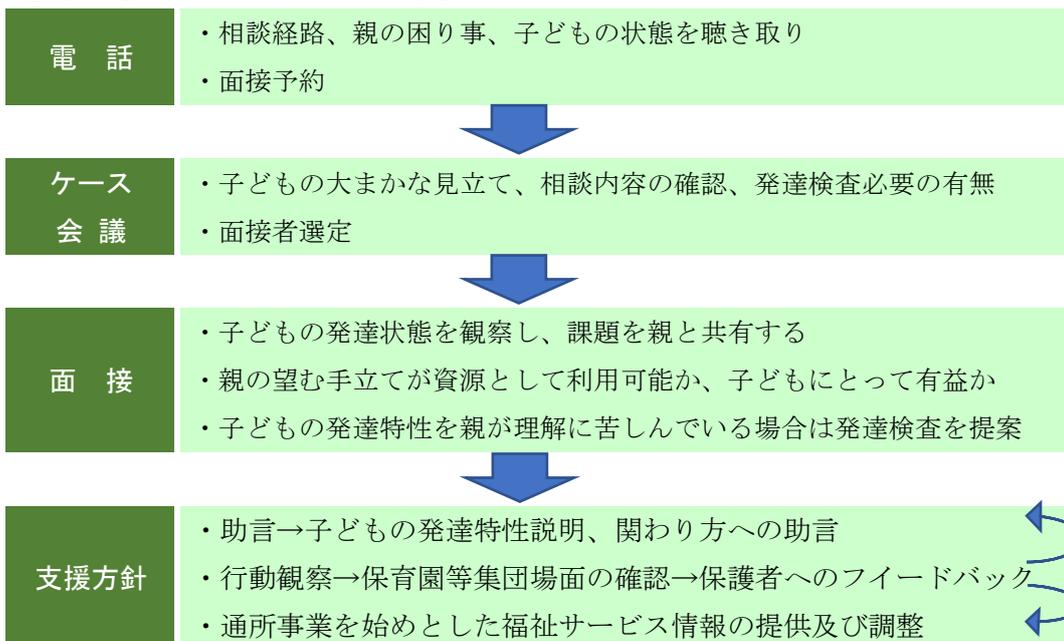
## 2 事業内容

相談事業	① 18歳未満の発達に心配のある児童とその保護者等への相談 ② 福祉サービス利用における計画相談（計画作成・モニタリングサービス提供事業者との調整）
通所事業 (R3.6月～)	発達に心配のある小学校就学前までの児童を対象に、小集団での療育を実施（定員10名）
地域支援	① 保護者を対象とした研修（ペアレントトレーニング）や支援者を対象とした研修（ティーチャーズトレーニング）の実施 ② 保育所や幼稚園等への巡回訪問

## 3 職員体制（非常勤含）

相談事業	保健師3人、臨床心理士2人、保育士2人 ※相談は原則2人体制 (親担当：インテーク、子担当：子どもの見立て)
通所事業	保育士6人
その他	事務職1人

## 4 電話から面接、支援方針決定までの流れ

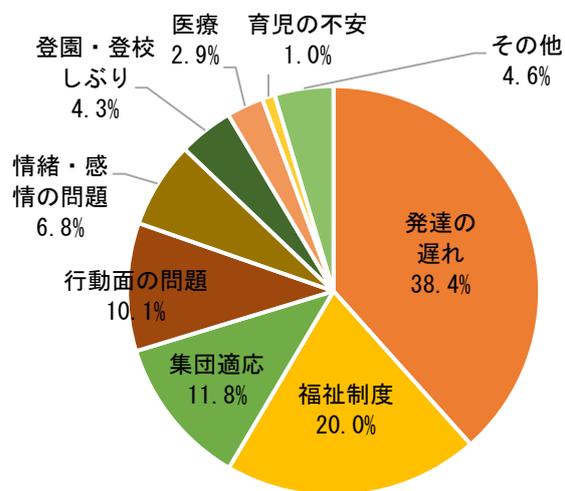


## 5 相談事業の状況

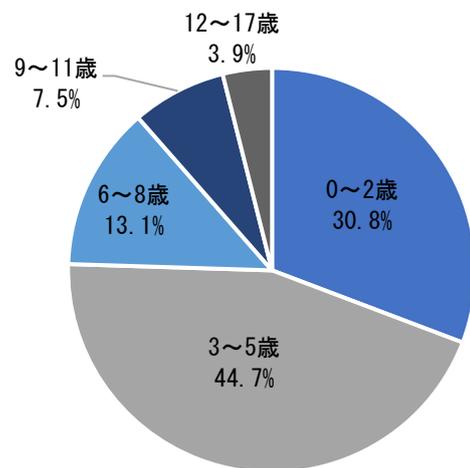
年月	相談件数				
	電話	面接	発達検査	※その他	
R2 年度実績	473	171	4	55	
令和3年4月	91	25	0	9	
5月	71	30	1	6	
6月	95	29	4	11	
7月	79	26	0	11	
8月	67	36	2	3	
9月	94	38	0	11	
10月	73	29	2	11	

※その他は保健センターの2歳児歯科健診及び3歳児健診での相談件数

令和2年度内容別相談比率



令和2年度年齢別相談比率



## 6 通所事業の状況

### (1) 利用人数

年月	利用人数				
	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和3年6月	5	0	4	1	0
7月	5	0	4	1	0
8月	5	0	4	1	0
9月	7	2	4	1	0
10月	9	4	4	1	0
11月	9	4	4	1	0

### (2) 利用経路

面接相談	事後教室	相談支援事業所
5	4	1

# 夏休み期間の拠点児童クラブの開設について

## 1 目的

増加する夏休み期間中の児童クラブ利用ニーズへ対応し、小学校区毎の利用格差の軽減を図るため、小学校区を限定しない拠点児童クラブを開設し、効果的な児童の受入れと不承認児童を抑制する。

本年度はさらなる利便性と不承認抑制を図るため、市内に東西2か所の拠点児童クラブを開設しました。

## 2 開所期間等

(1) 開所期間 令和3年7月21日(木)～8月31日(水)

(2) 開所時間 午前8時～午後6時(基本)

(延長は朝7:30～8:00 夕方18:00～19:00)

## 3 開設クラブ・場所

(1) 東部拠点児童クラブ

ほんのふれあいホール(現三蔵子第2児童クラブ室の一角)

(2) 西部拠点児童クラブ

やわた町民館 2階 大和室(八幡町内会所有の集会施設)

## 4 入所児童数

区分	1年生	2年生	3年生	学年計
東部拠点	1人	8人	3人	12人
西部拠点	7人	4人	4人	15人
計	8人	12人	7人	27人



# 児童虐待防止のための取り組み状況について

## 1 関係機関への研修会等

- 6月 小中学校教頭会【新規】※児童状況確認票（見守り支援票）の導入
- 7月 地区民生委員児童委員協議会
- 11月 地区民生委員児童委員協議会
- 11月 保育園園長会
- 11月 包括支援センターCSW・生活支援コーディネーター資質向上研修会【新規】
- 1月 幼稚園園長会（予定）

## 2 児童虐待防止推進月間（11月）の啓発活動

- ① 広報とよかわ11月号に啓発記事を掲載
- ② 市内公共施設等に啓発ポスター掲示を依頼
- ③ 民生委員児童委員協議会にて啓発リーフレット配布
- ④ 小中学校の全児童・生徒に啓発リーフレット配布
- ⑤ 図書館コラボ企画にて関連図書、啓発資材等を展示（10/21～11/8）【新規】

（図書館コラボの様子）



### 3 子ども家庭総合支援拠点設置準備

(子ども家庭総合支援拠点とは)

平成28年の児童福祉法改正により、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他から相談に応じ調査及び指導を行うとともに必要な支援に係る業務を適切に行うことを目的に拠点の設置が努力義務とされた。

- ①心理職の配置（令和3年4月）
- ②親子交流スペースの設置（令和4年1月予定）
- ③拠点の設置（令和4年3月末予定）

# 給食費減免事業について

## 1 概要

子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子育て支援を図るため、保育所等に通う子どもの給食費について、令和3年4月分から一部減免しています。

## 2 対象者

豊川市内に住所を有し、保育所、認定こども園又は幼稚園に通う3歳から5歳までの子どもが対象者です。人数は、次の表のとおりです。

令和3年4月1日時点

区 分	人 数
保 育 所	3, 3 3 3人
認定こども園	2 2 4人
幼 稚 園	1, 1 9 0人
合 計	4, 7 4 7人

## 3 内容

月額で主食費800円及び副食費4,500円の合計5,300円の給食費のうち、主食費にあつては800円を、副食費にあつては1,500円を減免するため、基本的に保護者の負担が3,000円となります。

また、低所得世帯又は多子世帯については、国の支援を活用のうえ5,300円を減免するため、基本的に給食費に係る保護者の負担はありません。

# 小坂井北保育園の整備及び運営事業者の 候補者の選定について

## 1 施設の状況

名 称	豊川市立小坂井北保育園
所 在 地	豊川市伊奈町南山新田144番地1
定 員	120人（3歳未満児42人、3歳以上児78人）
開園時間	平 日 午前7時30分から午後7時30分まで 土曜日 午前7時30分から午後2時まで

## 2 応募団体数

1団体

## 3 選定の経過

募集要項配付期間 令和3年8月2日から8月20日まで  
 応募書類の受付期間 令和3年9月13日から10月15日まで  
 小坂井北保育園整備及び運営事業選定委員会  
     第1回 令和3年7月16日  
     第2回 令和3年11月20日

## 4 運営事業者の候補者

- (1) 名 称：社会福祉法人清源会
- (2) 代表者：理事長 黒野 昌寛
- (3) 所在地：豊川市美園二丁目11番地37

## 5 選定委員会委員

氏 名 等		備 考
委員長	松井 透	地域代表者（小坂井連区長）
委員	草野 広睦	地域代表者（新町町内会長）
〃	今津 由梨亜	小坂井北保育園保護者会代表者（保護者会長）
〃	稗田 江実子	小坂井北保育園保護者会代表者（保護者会副会長）
〃	森 縁	小坂井北保育園長
〃	木和田 聡哉	子ども健康部長

## 6 審査結果

本施設についての応募者は1団体でした。選定委員会は、審査項目ごとの得点の合計が満点の半分の点以上で、かつ、いずれの審査項目において1点

の評価がないことから、当該応募者が小坂井北保育園の整備及び運営事業者の候補者として適当であると判断しました。

なお、審査結果については下記のとおりです。

審査項目		配点	合計
1 事業者としての適格性及び能力	①園運営の基本理念	3	11
	② 事業者の状況（組織、財務、専門性・技術力、運営実績等）	4	
	③ 緊急事案への対応	4	
2 教育・保育内容	① 教育・保育事業の運営内容		18
	・ 年齢ごとの目標・ねらい、実施内容	4	
	・ 開所日及び開所時間の考え方や実施方法	4	
	・ 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児に対する取組内容	4	
	② 給食・調理	3	
	③ 事故防止対策等	3	
3 教育・保育体制	① 職員の採用計画及び配置	3	15
	② 地域貢献	4	
	③ 職員の人材育成や研修に対する考え方	4	
	④ 職員の処遇	4	
4 施設整備に関する計画	① 施設整備	3	5
	② 費用	2	
5 その他	① 個人情報保護	3	12
	② 保護者、地域、関係機関等とのかかわり	3	
	③ 業務遂行困難時の履行補償	3	
	④ 事業者提案	3	
合計		61	

## 7 選定理由

選定委員会は、応募者の提案について、以下に掲げる点を高く評価したため、当該応募者を小坂井北保育園の整備及び運営事業者の候補者として適当であるものとして選定しました。

- (1) 事業者としての適格性及び能力において、幼保連携型認定こども園の他障害福祉サービス事業の実施によるスケールメリットを生かした専門職員の配置等が可能であり、美園こども園の職員活用及び近隣民間園からの応援職員の確保体制の整備により突発的な事案発生時の応援職員も対応が可能である点
- (2) 教育・保育の内容において、園児の年齢ごとにきめ細かく定められた目

標・ねらい、それに対する保育の実施内容、土曜日の開園時間の午後6時までの拡大、特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児に対する専門知識や経験を有する職員の配置、園運営の安定後に加配指定園となることや看護師の配置による医療的ケア児受入れ等の保育サービスの充実が示されている点

- (3) 教育・保育体制において、全職員の7割程度の職員を豊川市在住者とし通勤時間の削減及び災害時等の迅速対応を図り、研修に参加しやすい環境整備による積極的な人材育成及びICTを活用した職員の業務負担軽減が示されている点

## 8 開園までのスケジュール

年度	内容
令和3年度	・選定事業者の決定
令和4年度	・市と選定事業者による運営等協議 ・選定事業者による基本設計
令和5年度	・選定事業者による実施設計、一部建設工事 ・市による現園舎の解体工事 ・市と選定事業者による合同保育（年度途中から仮園舎）
令和6年度	・選定事業者による建設工事 ・市と選定事業者による合同保育（仮園舎）
令和7年度	・開園 ・選定事業者へ運営移管